

# 大林道路株式会社定款

## 第1章 総 則

(商号)

**第1条** 当社は、大林道路株式会社と称し、英文では、OBAYASHI ROAD CORPORATION と表示する。

(目的)

**第2条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 道路工事、舗装工事、敷地造成工事、上下水道工事その他の土木工事及び建築工事の請負並びにこれらに関連する企画、調査、設計及び監理
- 2 前号の工事に使用する資材の製造及び販売
- 3 建設機械器具並びに車輛の製造、修理、販売及び賃貸
- 4 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理並びにその再生品の製造及び販売
- 5 テニスコート、競技場、キャンプ場その他のスポーツレジャー施設、宿泊施設及び飲食施設の経営及び賃貸
- 6 土地の造成並びに不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- 7 造園、園芸及び植樹に関する事業
- 8 労働者派遣業務
- 9 前各号に関するコンサルティング業務
- 10 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機関)

**第4条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己株式の取得)

**第7条** 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第8条** 当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式の権利)

**第9条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式の取扱規程)

**第11条** 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

**第12条** 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

前項のほか必要の都度臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第13条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

**第14条** 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれにあたり、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

**第15条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

**第16条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第17条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主が法人である場合には、法人の役員または従業員に議決権を行使させることができる。

前項の場合には、あらかじめ代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

**第18条** 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

**第19条** 取締役は、株主総会で選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

**第20条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

**第21条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集)

**第22条** 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役の責任免除)

**第23条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

**第24条** 当社は、取締役会の決議によって、業務執行を行う執行役員を置くことができる。

執行役員に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

**第25条** 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

**第26条** 監査役は、株主総会で選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

**第27条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

**第28条** 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

**第29条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

**第30条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

**第31条** 当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(期末配当の基準日)

**第32条** 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(期末配当金の除斥期間)

**第33条** 期末配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

昭和8年8月26日制 定  
昭和15年6月14日一部変更  
昭和19年3月10日一部変更  
昭和19年12月28日一部変更  
昭和21年5月30日一部変更  
昭和24年3月15日一部変更  
昭和26年12月15日一部変更  
昭和29年11月30日一部変更  
昭和30年1月28日一部変更  
昭和30年11月25日一部変更  
昭和33年11月26日一部変更  
昭和34年2月6日一部変更  
昭和34年11月26日一部変更  
昭和35年11月22日一部変更  
昭和37年11月27日一部変更  
昭和38年11月26日一部変更  
昭和39年11月27日一部変更  
昭和42年2月7日一部変更  
昭和42年11月24日一部変更  
昭和45年11月30日一部変更  
昭和46年11月26日一部変更  
昭和47年11月24日一部変更  
昭和50年11月26日一部変更  
昭和51年12月25日一部変更  
昭和57年12月23日一部変更  
昭和58年12月22日一部変更  
昭和59年12月20日一部変更  
昭和60年12月20日一部変更  
昭和61年12月19日一部変更  
昭和62年12月18日一部変更  
昭和63年12月16日一部変更  
平成元年6月27日一部変更  
平成3年6月25日一部変更  
平成4年6月24日一部変更  
平成5年6月25日一部変更  
平成6年6月27日一部変更  
平成11年6月25日一部変更  
平成14年6月25日一部変更  
平成15年6月25日一部変更  
平成16年6月25日一部変更  
平成17年6月24日一部変更  
平成18年6月27日一部変更  
平成19年6月26日一部変更  
平成21年6月23日一部変更  
平成25年6月25日一部変更